

平成25年4月和水町議会臨時会会議録

平成25年4月15日和水町議会第3回臨時会を議場に招集された。

1. 平成25年4月15日午前11時18分招集
2. 平成25年4月15日午前11時18分開会
3. 平成25年4月15日午後0時34分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 和水町役場議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1番 蒲池 恭一	2番 豊後 力	3番 中村 一博
4番 古閑 修一	5番 荒木 政士	6番 松村 慶次
7番 小山 暁	8番 高巢 泰廣	9番 荒木 拓馬
10番 杉本 和彰	11番 杉村 幸敏	12番 笹淵 賢吾
13番 庄山 忠文	14番 多賀 勝丸	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	笠 輝 博	書 記	前 田 聡 子
-------	-------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	坂 梨 豊 昭	副 町 長	井 上 國 雄
教 育 長	井 上 忠 勝	総 務 課 長	今 村 裕 司
総 合 支 所 長 兼 住 民 課 長	徳 永 壽	企 画 課 長	山 下 仁
税 務 住 民 課 長	豊 後 正 弘	健 康 福 祉 課 長	堤 一 徳
経 済 課 長	坂 本 政 明	建 設 課 長	杉 本 章 一
学 校 教 育 課 長	坂 本 誠 司	社 会 教 育 課 長	有 富 孝 一

-
12. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 専決処分の承認について
(平成24年度和水町一般会計補正予算(第8号))
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認について

(平成24年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第4号))

日程第5 承認第3号 専決処分の承認について

(平成24年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算(第1号))

日程第6 議案第47号 和水町附属機関設置条例の制定について

日程第7 議案第48号 平成25年度和水町一般会計補正予算(第1号)

日程第8 閉会中の継続審査について(議会運営委員会)

開会・開議 午前11時18分

○議長(多賀勝丸君) 起立願います。

おはようございます。着席ください。

ただいまから、平成25年第3回和水町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(多賀勝丸君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、6番、松村慶次君、7番、小山暁君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長(多賀勝丸君) 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3 承認第1号 専決処分の承認について

(平成24年度和水町一般会計補正予算(第8号))

○議長(多賀勝丸君) 日程第3、承認第1号「専決処分の承認について(平成24年度和水町一般会計補正予算(第8号))」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長(今村裕司君) 承認第1号、専決処分の承認について、専決第1号、平成24年度和水町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する必要があるため、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,475万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を70億4,361万9,000円とする予算が生じたので、平成25年3月31日付けで専決処分を行っております。

6ページをお願いします。繰越明許費の補正について説明申し上げます。

追加を2件行っております。1件目は、農林水産業費、農業費、団体営圃場整備事業を1億200万円追加しております。これは3月議会で補正計上しました分で、国の地域臨時交付金及び地域の元気臨時交付金で実施します農業経営基盤整備促進事業、及び農業水利施設保全合理化事業に係る繰越しになります。

次の2件目は、土木費、道路橋梁費、路面正常調査委託料を260万円追加しております。これも3月議会で補正計上しました分で、町道の維持管理において舗装を計画的に実施するための路面正常調査委託料の繰越しになります。

次、7ページをお願いします。地方債の補正について説明申し上げます。

変更を2件行っております。1件目は、無線システム普及支援事業分を全額減額しましてゼロ円としております。これは事業費の減に伴います地方債を全額減額としておるところでございます。

2件目は、現年度分圃場災害復旧事業分を1,940万円を900万円減額し、1,040万円としております。これも事業費の減額に伴います農地等災害復旧費の地方債を全額減額しているところでございます。

次に10ページをお願いします。歳入の補正の内容について説明申し上げます。

歳入につきましては、それぞれ交付額が確定してる金額の補正となります。主なものを御説明申し上げます。

第2款地方譲与税の自動車重量譲与税は、642万5,000円減額しまして5,157万5,000円としております。次に、6款の地方消費税交付金の地方消費税交付金を455万8,000円減額しまして、1億244万2,000円としております。

次、11ページをお願いします。8款の自動車取得税交付金の自動車取得税交付金を297万6,000円増額しまして、1,597万6,000円としております。次に14款の国庫支出金のところがございます。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、13節地域元気臨時交付金の地域元気臨時交付金を2,824万円補正しております。これは3月議会で補正計上しました、国の地域臨時交付金で実施します農業基盤整備促進事業及び農業水利施設保全合理化事業、及び和水東部、西部県営事業負担金に対しまして、追加交付されます臨時交付金の増額となります。次に、同じく国庫支出金の5目消防費国庫補助金、1節消防費補助金のJアラート多様化推進事業交付金を1,386万円減額しております。これも3月の議会のほうで、全国瞬時警報システムJアラート整備に対する国の地域臨時交付金を補正計上しておりましたけど、交付金の採択がされなかったので全額減額をしておるところでございます。

次の6目教育費国庫補助金、5節学校補助金の学校施設整備補助金を1,131万円補正しております。これは三加和区域統合小学校建設補助金で、校舎体育館に対する補助及び太陽集熱システ

ムに対する補助金の増額補正となります。

次に、15款県支出金のところでございます。2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の経営体育成支援事業を429万1,000円減額しております。これも3月の補正計上してましたけど、経営体育成支援事業に対する国の地域臨時交付金が採択されなかったということで、全額減額をしております。

次、12ページをお願いします。18款繰入金のところでございます。2項基金繰入金、5目土地開発基金繰入金、1節土地開発繰入金の土地開発繰入金を2,332万円減額しております。これはきくすいの里の奥の土地購入に伴います土地代、立木補償費相当額を土地開発基金から繰り入れて財源として充当してございましたが、土地代及び立木補償費が確定したことに伴います減額となります。

次に19款繰越金のところでございますけど、前年度繰越金を4,476万1,000円減額して財源補正を行っております。

次に21款町債のところでは、1項町債、1目総務債、1節合併特例事業を4億8,930万円減額しております。これは市町村合併支援道路整備事業分320万円は、4目の土木債の項目に変更しております。また、学校統合事業分4億8,610万円は、6目の教育債の項目で、三加和区域小中併設型校建設事業に1億4,160万円と菊水区域小中併設型校建設事業に3億4,450万円に分け、歳出の事業項目へ変更することとして組替えを行っております。町債につきましては、予算額の増減はありません。

次の3節無線システム普及支援事業は200万円減額しております。これは事業費の減額に伴います地方債を全額減額しているところでございます。次に7目災害復旧事業債の農林水産業施設災害復旧事業を900万円減額しております。これも農地等災害復旧の事業費が減額になったため、農地等災害復旧分の地方債を900万円全額減額しております。

13ページをお願いします。歳出を説明申し上げます。

2款総務費のところでは、1項総務管理費、5目財産管理費、17節公有財産購入費の土地購入費を197万5,000円減額しております。これはきくすいの里奥の土地購入に伴います土地代、立木補償費が確定したことによります減額となります。

次に6款農林水産業費のところでは、1項農業費、2目農業総務振興費、19節負担金補助及び交付金の有害鳥獣捕獲対策協議会負担金を1,997万9,000円減額しております。これは協議会に対する町の負担金の減額となります。次の7目担い手育成総合支援事業費、19節負担金補助及び交付金の経営体育成支援事業を429万1,000円減額しております。これは国の地域臨時交付金で実施することとしてございましたけど、その地域臨時交付金が採択されなかったため、事業費のほうも全額減額しております。

次に14ページをお願いします。9款消防費のところでは、1項消防費、5目災害対策費、15節工事請負費の工事請負費を1,386万円減額しております。これは全国瞬時警報システムJアラートの整備を国の地域臨時交付金で実施することとしてございましたけど、地域臨時交付金が採択されませんでしたので、Jアラートの整備を見送ることとし、工事費を全額減額しております。

次に10款の教育費のところでは、1項教育総務費、6目学校統合事業費国庫補助金1,131万円の追加補助による財源組替えを行っております。

次の11款災害復旧費のところでは、1項農林水産業施設災害復旧費、2目農地等災害復旧費は、事業費の減に伴います地方債を900万円減額することに伴います財源組替えを行っております。

以上で、承認第1号、平成24年度和水町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 質疑をいたしますが、一つ目、いくつかありましたが、Jアラート多様化推進事業交付金1,386万、これの国のほうで採択がなかったという理由でマイナスになってますね。それから、担い手育成総合支援事業費、これもやっぱり農業の担い手が不足してるということもあって、やっぱり大事な事業だというふうに思いますが、これも国の採択がなかったということで、429万1,000円というふうにマイナスとして計上されてます。この採択されなかった理由ですね、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） ただいまの経営体育成支援事業についての減額についての御質問でございますけれども、これにつきましては、一応配分予算額が決まっております、それに対して県のほうでそれに対しての審査が行われたところでございます。うちの町のほうといたしましては、一応4件出しておりましたけれども、その審査の中でポイント自体が足らなかったということのために、今回は審査において該当が不採択となった次第でございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） はい、Jアラートの件につきまして、今、経済課長のほうから申し上げましたように、Jアラート、経営体と4件、総事業費としてあげていた分で、このJアラートの分も審査の結果採択されなかったということでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） ちょっと具体的な理由が答弁の中でなかったんですが、担い手育成関係では、ポイントが足りなかったという点では、具体的にどういう点でポイントが足りなくて、国のほうの総事業費がどれだけあって、その中で全国の市町村関係から出てる部分で精査した中ではねられたというふうになるのか、そういったところをお聞きをしたいというのと、総務課長の答弁の中には、採択なしということでの具体的な原因、理由がですね、ちょっと答弁の中になかったかと思しますので、答弁を求めたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） はい、ただいまの質問でございますけれども、一応ちょっと金額につきましては、今ここのほうで資料を持ってきておりませんのでお答えできませんけれども、一応ポイントとしては、配分基準ということがございまして、一応その基準項目の中には、経営改善をすれば1ポイント、また法人化すれば1ポイント、新規就農すれば1ポイント、雇用すれば1ポイントと、それと農業者の育成で1ポイント、助成の取り組みをすれば1ポイントというポイント制がございまして、今回申請した分につきましては、その中で町としてあげたのは、各地区で件数であげたのは、各自1ポイントということであげておりまして、その点でポイントがよそに比べて足らなかったということで、今回採択されなかったということでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） はい、Jアラートのほうも経済課の事業の中といたしますか、そのうちの一つでございまして、一緒にこれの要望をしていた中の一つでございますので、同じくそのポイント等が足らなかった分で不採択となったと思われまして。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 今、総務課長の答弁の中には、経済課というような話が出ましたが、ここに消防費ということで国庫補助金関係で出てますよね。ということは消防関係でも何らかの理由があって採択されなかったということだと思んですが、そういうことではないんですかね。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） はい、そういうことではございません。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 10番です。関連した質問であります、非常に採択されずという文言が非常に総務課長から多かったです、議会に3月とかに提案されるときには、きちんと執行部のほうで査定されて、ある程度の自信はあったと思うんですが、これはどういう経緯でやはり、結構ちょっと多すぎますので、今まであんまりこういう例はなかったような記憶なんですが、何かもっと厳しいところが国のほう県のほうであったのか、お伺いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 当初、経済課の経営対策ですけれども、当初補正であげたときには、一応臨時ということで採択はされるんじゃないかという県の意向を聞きまして、なるだけ皆さん方が採択されるような形で考えておりましたので、今回出したわけでございますけれども、審査したところ、ほかの地域のほうがポイント的には高く、順位的には町のほうが低かったということで、そういう形で、今回不採択というような形で減額することになっている次第でございます。

す。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） いろいろ国・県のほうに提案していろんなことをするのは、本当は良いことですので、別にそれでいろいろ苦言を言っとるわけではありませんので御理解ください。やっぱり、せっかくならですね、これ町長にお伺いします。せっかく良いものがあるんですから、町長のほうにも活動してもらって、良い金はいただくように町長にも重ねて質問します。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 国・県いろんなプラン、そういうことであった場合においては、やはり農業後継者なり、またいろんな面で和水町の利便性が高まる、公益性があるということであれば、やはりそれぞれの課においては、積極的にそうしたことにしましては手を挙げていくわけでありませう。それによって、やはりちょっとこのことに関しては、ちょっとひと声県のほうにもひとつ働き掛け要望をしてくださいたいという、そういうことで、私自身も各課と連携をしながら今後は取り組まさせていただきますと思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 12ページの町債ですね、21の町債、今回、総務債だった学校統合事業4億8,610万円、これを教育債として今回ですね、三加和区域小中併設型校建設事業として1億4,160万、菊水区域小中併設型校建設事業3億4,450万というふうに今回組替えをしてありますね。本来なら最初から建設、学校教育ということで教育債ということでやったんでしょうけども、今の時点でなぜこういうふうに組替えをやったのか、お聞きしたいと思うんですが、もう三加和地区は小学校建設が始まっていますし、今年度で菊水区域も予算が通過したわけですがけれども、この時点でこういうふうに総務債から教育債に組み替えるというのは、県から指導があってそういうふうに替えたのか。今の時点で組み替えることがですね、非常に疑問に思うので質問いたします。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 今回、組み替えておりますのは、事業費の歳出側とあわせましたが、借入れをするとき借入れやすいというか、金額がはっきりして出てきますので、そこで組み替えております。起債等を借り入れる場合、総務債であってもその実際の事業自体は、土木債とか教育債になつてる部分がございますので、そうじゃなくて、借り入れるときすぐわかるような形にするために、それぞれの歳出の事業内容の費目のところに変更した方がいいのではないかとということで、組替えをしております。25年度のこのあとの議案第48号のほうも、当初予算ではこういう形で組んでおりましたけど、48号のほうでもちょっと組替えをお願いしてるところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 3月議会ではこういうことは提案はなかったわけですが、その後ですね、こういうふうを考え直してこういう提案になったかと思うんですが、そうしますと、当初から三加和校区の小学校建設の前に提案する前から、この総務債ではなくて教育債という形ではできなかったのかということですね。要するに、本来なら教育債なんだけれども、総務債でやってしまったという、そういう見誤った部分というのもあったのかなというふうに思うんですが、そういう点でどうでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 見誤ったということじゃなくて、例えば、学校事業については、過疎債とか合併特例債を併用しながら起債を借りますので、合併特例債あたりとか過疎債はちょっと総務課のほうで全部、借入れも全体的にしますけど、しておる関係で、総務債のほうに以前からずっとなっていたと思うんですよ。今回から、今回からという大変なんですけど、事業のほうの費目で計上しようということになりまして、こういうことで組替えを行ってるところです。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） はい、4番古閑です。

13ページの財産管理費、きくすいの里の土地購入費というようなことで、確定したというようなことで197万5,000円の減額となっておりますけれども、この土地代、それから立木補償代ですね、それぞれ確定いくらになったのかお願いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） はい、お答えします。土地代につきましては、933万円でございます。立木補償費につきましては、202万3,017円、合計の1,135万6,017円となっております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） いよいよ土地代、それから立木補償も確定したというようなことで、ここですね、ここの開発について開発許可等もあると思うんですけれども、どのように、開発の時期についてはどのように考えておられるのか、お願いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） お答えいたします。新年度に詳細測量と設計の予算を計上しておりますので、25年度その詳細測量と設計、それから開発許可まで行いまして、26年度あたりから事業といたしますか、盛土あたりをするならばと思っております。国交省の関係で、盛土が早急にあ

れば若干持ってくるかもわかりませんが、そのへんはまたこれから調整をしてやっていきたいと思っております。それから、26年度から事業は行いたいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

承認第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時49分

日程第4 承認第2号 専決処分の承認について

（平成24年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号））

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、承認第2号「専決処分の承認について（平成24年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号））」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 承認第2号、平成24年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）の専決処分の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する必要があるため、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ156万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,799万6,000円とする予算が生じたので、平成25年3月31日付けで専決処分を行っております。

まず、最初に7ページをお願いいたします。歳入から説明いたします。9款繰入金、1目の一般会計繰入金の156万5,000円増額計上しております。今回、一般会計の国保事業会計繰入金と国保事業会計の繰入金、同額ではございませんでしたので、今回総額の8,216万3,000円計上しております。

次に、8ページの歳出を説明いたします。2款保険給付費、1目の一般被保険者療養給付費240万5,000円増額計上しております。療養給付費のほうで予算の調整をしております。

次に、2款保険給付費、1目の出産育児一時金84万円の減額計上しております。これは1人当たり42万円の14名と確定しておりますので、2人分減額しております。

以上で、承認第2号の平成24年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）の専決処分の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第3号 専決処分の承認について

（平成24年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号））

○議長（多賀勝丸君） 日程第5、承認第3号、専決処分の承認について「（平成24年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号））」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） それでは、承認第3号、平成24年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算の専決処分について、説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する必要があるため、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ508万4,000円にするものでございます。住宅用地費の支払いにつきましては、一括払いと分割払いが二通りがございますけれども、今回補正を行った理由は、分割払いをされていた方が、今年の3月に土地代金の残りを一括して支払ったことによるものでございます。

それでは、5ページをお開きください。歳入ですけれども、財産貸付収入3万円を減額し、不動産売払収入を79万6,000円増額するものでございます。

それから、6ページをお開きください。歳出でございますけれども、一般会計繰出金ということ

で76万6,000円を増額するものでございます。

以上で、承認第3号、平成24年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）の専決処分
の説明とさせていただきます。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第47号 和水町附属機関設置条例の制定について

○議長（多賀勝丸君） 日程第6、議案第47号「和水町附属機関設置条例の制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第47号、和水町附属機関設置条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例制定は、執行機関の附属機関を設置するにあたり、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき条例を制定する必要があることから、この条例案を提出しているところでございます。

和水町附属機関設置条例の内容につきまして、説明申し上げます。条例案を読み上げていきます。

第1条で設置について定めております。第1条、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は他の条例に定めがあるもののほか、執行機関の附属機関を別表のとおり設置するとしております。

次に、第2条で担任事項等について定めております。第2条、附属機関の担任する事項、委員の定数及び委員の構成は、別表に定めるとおりとする。としております。

次に、第3条で報酬について定めております。第3条、委員に支給する報酬の額は、別表に定める額とする。としております。

次に、第4条で委嘱等について定めております。第4条、附属機関の委員は、別表の委員構成

欄に掲げる者のうちから、当該附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。としております。

第5条で委任について定めております。第5条、前3条に定める者のほか附属機関の組織、運営、その他必要な事項については、当該附属機関の属する執行機関が定める。としております。

次に、別表について御説明申し上げます。附属機関の属する執行機関を町長としております。

次に、名称は、「和水町立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会」としてしております。担任事項は、平成24年7月に実施した町立中学校3年の男子生徒に対するいじめの事実関係を調査し、及び自死の原因について審議することとしております。委員定数は5人以内としております。委員構成は、学識経験を有する者で、本町と利害関係を有しない者としております。

次に、委員報酬は、出席1回につき1万円としております。

以上で、議案第47号「和水町附属機関設置条例の制定について」の提案理由の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 10番です。今、提案の件ですが、今後具体的にどのように活動される御予定か、お伺いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） この条例の案件が議決されたあと、委員定数5名としておりますので、委員の方の選任に入りたいと思っております。それから、委員さんが決定しましたら、委員さんによる、また寄ってもらって、今後の審議方向とかそういうのを決めていただく予定としております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） はい10番です。あと教育長のほうにお伺いするわけですが、私の要望というか希望といいたいでしょうか、やはり中学生を守りたいというのがありまして、その中学生諸君に対してのスクールカウンセラーさんとか、そこらへんの配置というのは、今後どのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 今後の中学校のスクールカウンセラーの取扱いでございますが、平成25年度、菊水中学校を拠点校としてスクールカウンセラーの配置が決定済みでございます。なお、教育事務所のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用も予算化しておりますので、25年度も24年度と引き続き、しっかりと子どものケアにあたっていきたいと考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 委員の構成について伺いますが、学識経験を有する者ということで、本町と利害関係を有しない者というふうに提案がありましたが、具体的には、学識経験を有する者というのは、どういう方を考えられておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 現在のところ考えてるところは、まずは弁護士の先生、また、それから大学教授、それから臨床心理士と医師、ドクターですね、をちょっと今のところ考えているところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 担任事項について伺いますが、ここに担任事項ということで、平成24年7月に自死した町立中学校3年の男子生徒に対するいじめの事実関係を調査し、及び自死の原因について審議することというふうになってますが、審議してどういうふうになっていくのかということをお伺いします。

調査結果がどういうふうに取り扱われていくのか。当然審議した結果、結論としては何らかの内容が出てくるかと思しますので、そういう調査結果をですね、町のほうには報告、当然町長のほうにされるかと思うんですが、それと同時に公開はされるのかどうか。そういったところをお聞きします。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） はい、結果につきましては、どういう形というのは、委員さんが決まりまして、委員さんのほうでどういう調査をされるかは決定されるかと思しますが、結果の報告も町長にもありますし、何と申しますか、調査委員のほうから遺族のほうにも報告はあるかと思します。個人的なプライバシー的な面はちょっと伏せる部分もあるかと思しますが、遺族、学校、町長には最終的な報告があるかと思します。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 大津市の第三者委員会設置されて、その後調査の結果を報告するというのが、確かマスコミでもあったと思うんですね。そういう形でやられれば大体大筋の町民の方にも公開されて、どういう内容だったのかというのはわかると思うんですが、そうしますと全体的にいじめ構造そのものが理解されて、どういうことを注意しながら今後教育現場でもやらなきゃいけないとか、そういったものが出るかと思うので、そういうその公開関係では、どういうふうにご検討いただけますか。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 現時点では調査委員さんとの話合いが、まだ調査委員が決まってませんので、そのへんはちょっと私のほうから詳しくは言えないんですけど、公開できる分は公開になるかと思いますが、まだ決まってませんのではつきりはちょっと言えません。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 委員定数は5名以内という根拠とですね、出席1回につき1万円という報酬があげられておりますけども、こここのところの根拠についてお聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 委員定数につきましては、あまり多すぎると調査委員さん等の日程調整で、会議がなかなかできない部分もあるんじゃないかと思ひまして、5名以内ということで決めました。委員報酬につきましては、現在1万円ということで計上してあります。大津市の場合は、9,800円を支払われたということをお聞きしましたので、やっぱり9,800円よりも1万円がいいのではないかということで、1万円を予定をしております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 保護者、亡くなられた親御さん、また弁護士を通じてと思ひますけども、こういう人を人選の中であげてくれと言われておりますけども、そのこのところの考慮はどういうふうにされていくか、考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） はい、先日11日に遺族の方の代理人の弁護士さんのほうから、一応こういう方を推薦しますということで申出がありましたので、こちらのほうとしてもこちらで考へてる機関等に推薦依頼をいたしまして、一応名簿を作りまして、相手方の代理人さんとちょっと調整をして、最終的に決定したいと思ひておるところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 先ほど笹渕議員のほうからもありましたけども、町民の皆さんが、このメディアを通じていろんな報道機関の中で、「どがんなっとつとかい」というような思ひでおられます。だから、やっぱりそういう委員会からの答申がありましたら、なるべく人権とかそういう侵害にならないところで公表をしていただきたいと思ひます。それについて答弁をお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） はい、そのへんは相手方の弁護士さんともちょっとお話をしたんで

すけど、人権侵害にならない程度に随時遺族の方にも報告はしますし、町民の方には、どの時点で報告するかということは、まだちょっと決めてませんが、報告というか、ある程度までいったら報告する必要があるかなとは思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第47号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第48号 平成25年度和水町一般会計補正予算（第1号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第7、議案第48号「平成25年度和水町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第48号、平成25年度和水町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ309万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億8,462万9,000円とするものです。

8ページをお願いします。歳入を御説明申し上げます。

19款繰越金のところでございます。1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金の前年度繰越金を306万9,000円財源として補正しております。

次の21款町債につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたように、24年度と一緒にちょっと歳出項目のほうに組替えを行っておりまして、詳細につきましては予算額の増減はございません。

次に、9ページをお願いします。2款総務費のところでは、1項総務管理費、1目一般管理費、1節報酬の委員報酬を210万円補正しております。これは第三者調査委員会の委員の報酬、及び今後附則を定めるところでございますけど、附則の中で必要な調査を行わせる調査員を置くことができると規定する予定でございますので、その調査員を置いたとした場合の調査員の報酬になります。いわゆる第三者調査委員の報酬及びその調査をしていただく調査員の報酬になります。

内訳としまして、第三者調査委員の報酬としまして、委員数を5人、1回当たり1万円、委員会の回数を15回見込みまして75万円としております。また、調査委員が置かれた場合を想定しま

して、調査委員報酬として、調査委員数を5名、1日9,000円、調査日数を30日見込みまして135万円、合計の210万円を計上しているところでございます。

次に、同じく1節の報酬の非常勤職員報酬の138万6,000円の増額につきましては、総務課のほうで雇用しております非常勤職員の報酬でございまして、当初予算では、臨時職員として雇う予定で、賃金に予算を計上しておりましたけど、非常勤職員として雇用しましたので、賃金の項目から非常勤職員報酬のほうに138万6,000円を組み替えているところでございます。

次に、9節の旅費のところでございます。費用弁償を96万9,000円計上してあります。これは第三者調査委員会の委員及び調査員の費用弁償と非常勤職員の通勤手当を計上しております。内訳としまして、第三者調査委員の委員の費用弁償として、金額で30万9,300円を予定しております。この内容は、旅費及び日当の5人分、15回分として30万9,300円を予定しております。また、調査員の費用弁償としまして、金額で61万8,600円を予定しております。内訳は、旅費及び日当の5人の30日としまして、調査員の費用弁償として61万8,600円、合計で92万8,000円、第三者調査委員会分で計上しております。そのほかに非常勤職員の通勤手当として4万1,000円計上しているところでございます。

以上、簡単ですが、議案第48号、平成25年度和水町一般会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただいま説明がありました9ページのところでちょっとお尋ねいたします。

第三者委員会設置に伴う補正予算が今回計上されておりますが、本案につきましては、先の3月定例会の最終日におきまして、真相解明を求める御両親の請願を全会一致で採択したことによりまして、坂梨町長は、議会の思いを真剣に受け止めていただき、今回の予算計上につながっていると理解しております。

そこで、今回提案されております報酬348万6,000円、それから、旅費関係が96万9,000円等々の補正関係が計上されておりますが、今回この予算内容で十分対応できると思っておられるのかを確認したいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） はい、第三者調査委員会を大体15回見込んでおりますけど、ちょっと今のところ足りるかどうかわかりませんが、大津市の場合は、全部で12回開催されてるということで情報を得ましたので、こちらとしましては15回を見込んで組んでいるところでございます。委員報酬及び費用弁償のほうも、第三者調査委員会のほうは15回、調査員のほうとしましては、倍、2日ぐらい、余計かかるのではないかといい倍、30回程度を見込んで計上しているところでございまして、今のところ足りると思って計上をいたしました。もし回

数が増えた場合には足らなくなるかと思しますので、そのときはまた補正等をお願いするかと思しますので、そのときはよろしくお願ひしときます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 私、3月定例議会の一般質問の中で、この真相を明らかにするためには、第三者委員会が必要だということを質問してまいりました。その際、滋賀県の先ほどからも話が出ておりますけども、大津市で問題となりましたいじめの事件で、大津市が立ち上げた第三者委員会のことにつきましてその場で触れておきましたけども、今回の補正予算計上にあたって、大津市を参考にされてるといようなお話もあっておりますが、第三者委員会、あるいは大津市との連携、あるいは協調とされたことがありますか。そのことをもしされておりますならば、そのことにつきましてお答えいただきたいと思ひます。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） はい、情報等、4月になりまして大津市のほうの市役所のほうにこちらのほうからすぐ連絡をいたしまして、いろんな情報等をいただきまして、今、連携まではいってませんが、情報をいただいているところです。今後、向こうの担当者のほうも、「何かございましたらまた御連絡いただければ」ということは聞いておりますので、まだその程度の情報交換でございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 予算計上にあたっては、先ほどの提案の中でもありましたけども、参考にされたことがあるようでございますが、あえて私が大津市のことについて触れましたのも、実は大津市の第三者委員会の委員の中で、法政大学の教授で、これは教育評論家の尾木直樹先生のお話によりますと、調査委員会だけでも先ほどは12回とおっしゃいましたけど、これは52回ぐらい開かれるということを知ったわけですね。それから、生徒に対する聴き取り調査なども行われておりますけども、延べ56人に対して95時間ぐらいかかっているという報道がなされておりました。

だから、このことからわかりますように、非常に真実を解明するためには、相当の労力と時間がかかるんじゃないかという懸念を持ちましたので、今その予算内容につきまして、十分かということをお聞きしたわけですが、多分大丈夫だろうということで設定してあるかと思ひます。要するに第三者委員会が5人分の1万円の15日75万、それから調査員の結局報酬関係ですかね、これが5人の9,000円のこれは30回ですかね、で計上してあるということでございますが、そこで収まればいいと思ひますけども、この内容次第では、相当また時間あたりもかかるんじゃないかと、そういうようなことも心配しましたのでお尋ねしておりますが、再度、今回計上している予算で十分だと理解してよろしいかどうかをお伺ひいたします。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 大津市の担当のほうから12回程度ということを知っておりまして、52回というのがまだこちらにも情報入ってませんでしたので、15回程度でいいのではないかということで今回予算を計上しておりますけど、もしその調査内容等によりちょっと回数等がもし増えた場合は、また補正等で対応して、補正等をお願いするかと思いますので、よろしくお願ひしときます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 今、議論されておりますが、調査員の5名ですね、これはどういった方をお願いをして進めていくのかということが1点ですね。それから、第三者委員会との関係ですね、どういうふうになっていくのか調査員の方がですね、そういったところがちょっと見えない部分がありますので、第三者委員の方が日当1万円と調査員の方が9,000円ですから、あんまり差がないので、相当な仕事をしていただくという形になるかと思うんですが、どういうふうになっていくのかと思いますのでお聞きします。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 調査員につきましては、第三者調査委員会のほうで、調査員が必要な場合は調査員の方を置くことができるということにしています。ただその任命は町長が任命することになってますけど、その第三者調査委員会のほうで必要、必要じゃないかというのは決められるかと思います。

それから、調査の内容的なものも、その第三者調査委員会の委員さんの指示により調査員さんが動かれるかと思うので、内容的な部分もわからないし、調査員の職種等につきましても、第三者調査委員会のほうで、どういう人がいいというアドバイスがあるかと思うので、そのへんでまた決定して調査員をやってもらうということになるかと思います。

委員報酬につきましては、これも大津市の情報なんですけど、調査員の方の委員報酬は、9,000円ということで支払ったということがございますので、私たちの当町も9,000円で調査員の報酬をあげているところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 今の答弁では、調査員は第三者委員会が人選とか、調査内容についても主導機関というか、そういったことで進めていくということだと思いますが、そういうことでこの条例には、調査員ということではうたっていないということですね。

わかりました。そうであれば、第三者委員会と調査員の方が、力を合わせて真相解明に迫っていくということで、この金額に提案されてる、計上されている内容ということで理解していいわけですね。

○議長（多賀勝丸君） 総務課長、答弁。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） はい、調査員のほうの方にもですね、第三者調査委員さんからの推薦ということになるかと思imasので、調査のほう方法等についても、こちらじゃなくて第三者調査委員会の委員さんがこういうことをしてほしいということで、調査委員さんが必要かどうかは決められると思imasので、そのことで調査員の選任をしていく予定でござimas。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） はい、4番古閑です。

私も今、調査員のことについてお尋ねをしようと思っていたんですけども、あくまでも第三者委員の人が、必要と思われたときに設置すると、選定するというようなこととござimas。

しかしながらですね、調査員、実際そうなった場合、非常に重要な役割があると思imasのでよね。やはり調査員の報告をもとに委員会の中で審査、審議がなされると思imasけれども、私、個人的に考えて絶対、30日でしょう、それから15日、委員が15日、調査員が30日、委員の15日というのは、やはり私は厳しいものがあるのじゃないかと思imas。よって、やっぱり30日ぐらいが適当なのかどうかわかりませんが、調査員は置くような形になるのではないかと思imasけれども、調査員は委員会の委員の方々が決められる。ではですね、委員はだれが決めるんですか。お尋ねをいたします。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 第三者調査委員の方につきましては、こちらのほうから、町のほうから各、先ほどもちょっと申し上げました大学教授とか弁護士会とか、臨床心理士会あたりに推薦依頼を行いまして、委員の選定をしていただいて、町のほうと、代理人のほうは遺族のほうの代理人とのお話をしながら決定していく予定でござimas。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） はい、委員の選任についてはわかりました。私がお尋ねしたかったのは、代理人の方ですね、その方とのお話合いはしてから決定をするということで間違いござimasね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

はい。それから、この期間ですね、調査の期間といいますか、報告が出るまでの期間を、町としてはどのような期間を、非常に厳しいところがあると思imasけど、どのように考えておられるのかをお尋ねをいたします。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 回数は15回と決めたのは、大体月最低2回はしていただいた方がいいのかなと思imasして、多ければ多いほどいいんですけど、最低は2回ということとお話をして、

4カ月ぐらいではどうにかできないかと思って。その委員さんの都合等もございますので、委員会を開くのにこちらの意向としては、月2回は最低はしていただくような感じで、3カ月から4カ月、長くて4カ月にはなりはしないかというところがございます。

あとまた調査委員さんが決定しましたら、そのへんの日程等も調整をしながら、なるべく早く回数もですね、なるべく早くしていただいて、結果報告ができるように町としても努力したいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） この件につきましては、私も町長のコメント、弁護士さんの記者会見にも一緒に弁護士さんの要望も聞きました。実際生の声で聞きましたが、この件についてあれから要望書が出まして、約1カ月近く経っております。そういうことで、この第三者委員会は、当然みんなで賛成をしましたので、そういうことで今日の議会でございます。

この第三者委員をお願いされるのは町長でございますので、なるべく早く、やっぱりなるべく誠意を持って、なるべく早くやっぱりこれは選任されたほうがベストではないかと思っておりますので、町長の気持ちをお伺いしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） ただいま条例も調べていただきました。よって、第三者委員会5名ということで、これも遺族を代表される弁護士の方との協議も理解も得て5名と定めさせていただいたところがございます。よって、その5名はいかなる形で人選するかということでございますが、やはり遺族を代表する弁護士の方の意見も要望も聞きながら、それぞれの機関にだれという固有名詞でお願いすることなく、それぞれの団体、弁護士会なら弁護士会、それから臨床関係の機関なら機関の方に、ひとつ今回こういう案件に関して、ひとつこういう目的を持って委員会を立ち上げますので、ひとつ御推薦方お願いするというような形の中で、5名を選任させていただきたいと思っております。

よって、その5名の方が、やはり非常に多忙であろうかと思っておりますので、その方々がより早く速やかに結果をお出しいただくことが、いち早く和水町の皆さん方に安心というか、気持ちをおさめていただくことになると思っておりますので、その方がそれぞれやはりその調査員というのは任命される、そのことに関しては、この人を調査員として使いたいということであれば、それを認めていく、そういうふうな考えでおります。よって、ひとつ今日お認めいただきましたので、いち早く事は進めさせていただきます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第48号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第8 閉会中の継続審査について（議会運営委員会）

○議長（多賀勝丸君） 日程第8、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、本会議の会議日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査申出があります。

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

平成25年第3回和水町議会臨時会を閉会します。

御起立願います。お疲れでございました。

閉会 午後0時34分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員